



春興

特別  
14  
696  
52



右所圖會

日蓮上人 柳林山妙蓮寺  
柳雨ノ本尊

後光嚴院御宇天下大旱此本尊を桂川に多し注ぎて  
忽靈應多し大雨降り及ぶ故上人は大喜菩薩を賜ふ

大光山本園寺八幡川松島の南に法華宗を致し因基は日蓮上人の初  
相別鎌倉松葉谷に建てるは法華宗を号す一宗之初の精舎なり

日蓮上人御住し日蓮の將願願所は貞和元年  
光明帝の朝の句に六條堀川に移す 日蓮上人八姓の三國氏 聖徳太子  
苗裔なり

父の遠別刺史實名重實は治男重忠母は同國清澄寺に奉るは云々也  
此の於公案



春興八

696  
52

聖徳太子

僧靈城之傳并會續又川從日行發起之史

能登國羽喰郡子之浦村念集寺靈城若銜故國所養念子

淨者皇宗大德轉識也海多救世之志深切隨之皇國中子

巡行之處乃為僧所河津而學力我皇之詔のうへ

あるりの御行程をせんとすことを祈りて我者後行くべし

如し斯く所に行脚の内北山名園と名す時年數三年

十月ありりる春日井郡小田井村長吉寺此寺僧ハ皇太子之

小田井と解ありりる皇太子御行程の内北山名園と名す時年數三年

といふ法師を教壇と名す西三山向宗從入也

加とある法師を教壇と名す西三山向宗從入也

指持すもある皇太子御行程の内北山名園と名す時年數三年

世道を耕める僧と名す皇太子御行程の内北山名園と名す時年數三年



講の導の化

講師一名温謙内名五々木山八内形一各宗の取と云

七年間終六卷の自宗の授高祖且上人の取と宗探し得るなり而して  
此身と云々本山の遷りていづか一向宗の真言の會得せしむるなり  
此法を世に傳へしは是之を和のつる我宗の首より以て増元院の  
内依水のりては流る如く大早の音由の事と云過ては此を六頭と  
傳へ且頭を講師と云ふ可化部阿闍佛の法に由りて  
是法を秘傳せしむるは甚き事ありは宗の事と云はるは  
のやりの年款を定むるは其法に由りては題目者といふ事  
はしき有る大の指徴の事と云ふに對して爰支海東部  
重本村の西村寺の法宗の市入と大隆院と云ふ事ありは  
尾張に在りし一の教法者ありて是れ其宗の法に由りては宗の  
魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
そよよと云ふは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
ある事と云ふは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ

宗論の全の温謙の忠告進諫論議を回辭大隆院

此考りて君長と云ふは青と白と已に暹宗と云はるは此の  
法華經を授けし講師と云ふは杜撰なりと東經の今爰  
責僧が教に始りて是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
諷の世をいふは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
高の温謙是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
心は是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
中りては是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
口を披く満面汗を流す如く是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
之れは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
新二つめきたるは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
此世を是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ  
女と云ふは是れ其宗の魁首と云ふは是れ其宗の魁首と云ふ



村を去りて一溝を念佛とて野の功徳消滅とて...  
物なき程字の二座を六より一俣親老日の紅套...  
袂脱るる不張りあり...  
足下も海舟の... 再の四...  
紫衣の色... 元...  
此陣等と云... 念者高...  
切雲城... 市と益...  
或り一俣海坐のり...  
吾所定... 身物...  
親彼下... 其後...  
い...  
退...  
蛙の如く...

若きもの... 白馬...  
鉄を... 白馬...  
脊... 鼻...  
似... 此...  
... 街...  
つ... 金...  
... 朝...  
路... 教...



光蓮年之因心ありけるが確云光蓮の師と建良又建良之師と云ふ之而  
も中興許合則其元は推云の法又之權一並過る者難保之事  
勝之因座を難保の招きも 法親果に浪化利之塔の事乃  
外に教人依一抄中やとて山寺に執念佛の事をも言ふ事あり  
此の如くも是とて一免難保の功徳も言ふ事あり  
今更治悔も言ふ事あり 是より先私宅も招き奉  
禮親の山傳者ありとて一教一也とて言ふ事あり 難保の持  
の事も 易の難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
后先一僧難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
和至の家ハ是也とて言ふ事あり 難保の  
其の事難保也 寺難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
又其人の語も言ふ事あり 難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
事あり 難保の事一也とて言ふ事あり 難保の

因心ありけるが確云光蓮の師と建良又建良之師と云ふ之而  
も中興許合則其元は推云の法又之權一並過る者難保之事  
勝之因座を難保の招きも 法親果に浪化利之塔の事乃  
外に教人依一抄中やとて山寺に執念佛の事をも言ふ事あり  
此の如くも是とて一免難保の功徳も言ふ事あり  
今更治悔も言ふ事あり 是より先私宅も招き奉  
禮親の山傳者ありとて一教一也とて言ふ事あり 難保の持  
の事も 易の難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
后先一僧難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
和至の家ハ是也とて言ふ事あり 難保の  
其の事難保也 寺難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
又其人の語も言ふ事あり 難保の事一也とて言ふ事あり 難保の  
事あり 難保の事一也とて言ふ事あり 難保の



うりく、サ由もくと書し解云三人の愛ひを信屋の養年論傳は終  
わく、いふに教する際、自らを申すせん、目と心を、専ら之に種、お  
希、まに、隆盛と抱のん、吾、手、を、玄、頭、と、揮、ま、る、物、米、の、信、者、の、由、来、  
と、い、ふ、と、隆、盛、と、云、吾、春、實、が、な、は、あ、る、と、い、ふ、と、春、と、ま、た、然、る、に、わ、り、  
云、彦、常、と、ま、さ、り、い、ふ、此、等、を、言、流、傳、の、端、而、無、流、傳、と、天、意、の、  
痛、折、完、と、な、は、か、つ、め、し、院、ま、る、身、才、を、う、り、い、た、し、併、若、と、醫、と  
指、二、張、と、痛、中、を、然、然、と、天、意、の、  
損、破、同、行、と、進、と、強、治、耳、こ、う、か、う、敷、園、の、春、行、所、新、詔、の、  
事、下、り、院、を、ま、り、も、形、の、院、を、而、進、と、嘆、と、い、ふ、ゆ、を、  
顧、る、と、志、の、上、高、所、の、所、代、の、時、を、言、語、と、文、を、石、と、い、ふ、所、を、議、と、  
わ、り、こ、い、ふ、信、者、を、能、代、い、ふ、も、ま、り、ゆ、り、し、ま、か、ら、丸、所、ま、り、  
井、田、の、と、初、村、を、念、佛、内、院、の、畏、長、高、家、の、人、も、交、り、集、り、合、を、彦、常、と、  
輔、養、と、其、首、百、人、も、及、ん、と、い、ふ、元、義、と、い、ふ、ま、り、の、雄、を、山、坊、と、い、  
ふ、

郷里の命、ゆ、ひ、山、坊、を、將、と、大、隆、と、云、い、ふ、事、新、詔、と、い、ふ、は、教、  
の、所、に、あ、る、に、此、  
い、ふ、事、が、解、也、と、い、ふ、事、を、其、宗、門、徒、に、在、と、い、ふ、宗、論、を、い、ふ、事、を、本、の、  
元、の、誓、言、と、同、和、を、進、め、あ、り、し、し、り、と、い、ふ、事、を、義、と、い、ふ、事、を、石、能、は、ら、し、  
と、い、ふ、事、を、し、ま、り、と、い、ふ、事、を、又、と、い、ふ、事、を、人、の、白、法、と、い、ふ、事、を、  
本、山、野、と、い、ふ、事、を、心、宗、門、の、一、知、り、と、い、ふ、事、を、い、ふ、事、を、  
山、坊、教、法、光、合、の、史、系、の、  
今、此、尾、張、教、法、を、玉、皇、と、い、ふ、論、を、時、の、昔、年、願、願、の、男、が、二、列、  
と、い、ふ、事、を、い、ふ、事、を、  
山、坊、の、  
山、坊、の、  
山、坊、の、

印奉り所す亦所存ありんば有座より下りて其の語ありんば  
法地なるもの神も雖も其の語ありんば院主の義も亦も重忠西の足  
の語あり  
の國に小智仁の勇者と氣風なりと云ふに及ぶは其の農の形も亦も  
高の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も  
その所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も  
其の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も  
其の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も  
其の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も

かゝる所官士新詔を執りて其の語ありんば思ふも亦も  
其の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も  
其の所なり所す亦も立所なりと云ふも其の語ありんば思ふも亦も

開の地真行せし其の語ありんば思ふも亦も  
推しありんば其の語ありんば思ふも亦も  
押按支府ありんば其の語ありんば思ふも亦も  
若上ありんば其の語ありんば思ふも亦も  
其の語ありんば其の語ありんば思ふも亦も  
其の語ありんば其の語ありんば思ふも亦も  
其の語ありんば其の語ありんば思ふも亦も  
其の語ありんば其の語ありんば思ふも亦も

但又然りて其の語ありんば思ふも亦も  
其の語ありんば其の語ありんば思ふも亦も

奉教上

抑年花... 奉教令... 國念乘手温... 才雄... 信濃... 酒... 利... 西村... 雄...

安政三年三月 大云

雄... 酒... 相... 西村... 利... 西村... 相... 出... 書...

拙僧と對し甚は驚中し拙僧等々も元は拙僧合體  
いりの子僧等と云ふは拙僧等々の教訓の如し  
難くも之等の立たる所を又も拙僧の言を以て入る由り  
一室の取遣をも拙僧の言を以て行はずとも之は  
誦經の如く任職しつゝも拙僧の言を以て入る由り  
とも拙僧の言を以て行はずとも之は  
方落りし所を以て在道中のみならず  
何年  
即ち若し拙僧の言を以て行はずとも之は  
~~即ち~~ 西暦年利を以て行はずとも之は  
拙僧の言を以て行はずとも之は  
二月

有る新書三卷等々を以て輪書行ひ其上りり  
其の新書輪書の中は凡そ拙僧の言を以て行はずとも之は  
加へて其の言を以て行はずとも之は  
と其の新書の言を以て行はずとも之は  
三人の新書の言を以て行はずとも之は  
而して其の言を以て行はずとも之は  
拙僧の言を以て行はずとも之は  
即ち其の言を以て行はずとも之は  
中を以て行はずとも之は  
拙僧の言を以て行はずとも之は



修をてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
加藤と抄をてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
史ゆりてありてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
後をてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
ゆりてありてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく

南江のすまゝ書と四のすまゝの九字子の出来

一に字のゆりてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく

相たひのしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
石のしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
説法もゆりてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく  
そのゆりてしや字をいふ本抄をてしごと平坊ありとをいふをわやく

夫日蓮中ノ取辱ナル相ヲツラク観ズバ九馬麻ナルモハ  
此世ノ難波屋ト西林寺ナリ去レハ未ダ法論ニ勝タルト  
云テヲ聞ズ今ニ至リテ誰カ日蓮ノ題目称スベキヤ  
我ヤサキ人ヤサキサワギタツモノハモトノ愚俗末ノ  
西林寺ヨリシケシトイヘリ去レハ朝ニ廣言吐テ  
クベハ囚人トナレリスデニ召伏来リヌレハ二人リノ  
道俗忽チニ逃一人リノ妻ヲ長ク責ヌレハ高謨  
空シク愛メ當付ノ言訣ヲ失ヒヌル氏ハ日蓮ノ

群俗集リテナケキカナシメ更ニ其甲斐アルベ  
カラスサテシモ傍へキトナラ子バトテ御白砥ニ於テ  
四月ノ比マテ論争スル唯一札ノミツカケリアハレ  
ト云モ中ニヲ口へ去レハ日蓮宗ノバカナキハトウ  
セウマウセウノサカヒナハ誰ノ人モ早ク彼ノ邪法  
ナルヲ知テ依依ノ一大事ヲ心ニカケテ一心ニ破佛  
毀佛ヲ名ナヒ深ク疑題目ヲ唱フヘキモノナリ  
アナカシク

新撰浦鏡集

三蔵自注  
安政  
三年春

一の〜夜光軍記

六字位といふも是を念まじし憂は七字長といふも  
先きたるに悲なる法長を幸とて謀むるは其の法  
の存も元生を存し其の法長を幸とて謀むるは其の  
小政の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
も源の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
かやも源の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
根尾は其の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
邪智は其の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
心のは其の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる  
かやも源の法長を幸とて謀むるは其の法長を幸とて謀むる









に故より法を説かばん所難く候へども思ひ出さるる事  
徒ホシニテハハ道に於て我々の心は金子の神國  
通に及ぶ海に於て重宝に如し一徳の及ぶあり  
有るも我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
好むを念佛の如し水に如し我々の心は神に如し  
の身は我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
日蓮の法を説かばん所難く候へども思ひ出さるる事  
吾輩も亦法を説かばん所難く候へども思ひ出さるる事  
女が慈悲の神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
やあ七重の如し小園の如し河津の如し我々の心は神に如し  
せんを勤むる事と我々の心は神に如し我々の心は神に如し

有る我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
志すも利を為さばん所難く候へども思ひ出さるる事  
如きも我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
の身は我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
圓の如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
自らの心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
徒をうたふ如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
かゝるも我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
此を我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
念佛門に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し我々の心は神に如し  
我故有る一切諸佛所護念終合利佛者有

善男子の善人哉とあるは二氣遊浪集が  
傍に本と云ふは道共と改方地力中教念き道  
作流花と云ふは改改の如く報恩の深き  
辨石と云ふは上品浄土の蓮華ののりなき  
有る也

愚者 朝賦一者

後編

白志新詠年二十五年

我年四時水鏡後各得村  
光久

許治人

雅云

許治人の名  
理不き歩  
為在治の文  
相と云方

尚書行  
上高所  
雅俊  
利と云

右の所人雅云事と云私淑仰也後念来温漢本抄  
去月十二日尔為許屋拜慶事不令煩二分は我の如き後ハ  
外等方云と云ハ我利相子利と云後云元来漢利云ハ  
云々 中云 尚書行云ハ我の如き 漢本抄は  
去月十二日爾為許屋拜慶事不令煩二分は我の如き後ハ  
外等方云と云ハ我利相子利と云後云元来漢利云ハ  
云々 中云 尚書行云ハ我の如き 漢本抄は



御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲

在る由

御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲

安政三年卯三月

右の如く申上り候様、御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
御園居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲  
私山居方より候條より前件迄之終、乃係治政の爲

- 中津郡 至中村
- 日蓮寺
- 西林寺
- 小栗 後山
- 後山 一社
- 東松 堀
- 信濃 倉
- 五條 町
- 相模 新田
- 上白河 系屋 吾々
- 吉田 堀
- 御園 堀
- 上白河 二所
- 上白河 刀屋 吾々
- 相模 倉
- 堀
- 門 八 吾々

送高溪少字之西封年內至之長如入

古息山月達事之也

古息所渡也水利之氣之其六一八以是事皆任其年亦或其方  
不用心在押之其有為致其氣中之全之指後者每以所居能甚  
未如之為病仕而男之也 而亦要用人之氣之在利氣  
已乘順之也亦不無涉切之危於吾之也 而亦要用人之氣之在利氣  
後之亦分利而為方一也其七之時所居能存之也 而亦要用人之氣之在利氣  
其形亦為急之內也也 而亦要用人之氣之在利氣  
春者之也 而亦要用人之氣之在利氣  
以家之利而本指之也其年之也 而亦要用人之氣之在利氣  
之而方之也 而亦要用人之氣之在利氣  
仕者亦不如其也也 而亦要用人之氣之在利氣  
利氣而中之也也 而亦要用人之氣之在利氣

少度而利後信天去之中者之江河以法亦也折物在津邪正  
少氣其亦在中也其指物亦在去之也其七由漢而後其指物  
內物之書入之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
少之遠仕指九一也其年之也其年之也其年之也其年之也  
後居之法亦也其年之也其年之也其年之也其年之也  
亦之指物其亦也其年之也其年之也其年之也其年之也  
後之亦也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
法之也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
亦其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
亦其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
利氣而也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也  
亦其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也其年之也







上海私記  
一 以上之是

去冬上島所獲程公程之私者亦許治事之五者亦去月其言  
出島之能言之及方對治之內海中也可任其  
收復去月廿八日產南江神以去產後信有財以金余在江  
理之私復之何人多入之言中在兩都之及後事以事  
而奏以行上言中之意少中復亦因海言 作有出島之  
善也 山上海後亦不復其力也雖其後事也  
中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
石有言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
是以外言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
也復在平之復內公言乃入令之亦言之言中亦言之言中亦  
形以言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言

復得之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
西村言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
大復之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
也復之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
回之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
私之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
也復之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
多之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
告之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
信之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
私之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言  
亦復之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言中亦言之言



等一切教令及古事身法律者之懸察爾少公便  
 仰威光教三回雅有伏奉及強之在律分以之野公衆  
 今又教令毛部等身法身法律者之懸察爾少公便  
 安政三年春三月

新源人 相子方 知子合 山口 雄吉宿  
 上高所 信濃公三年 玉部所 上高所下  
 相子方 中保部 西村 信濃公三年 玉部所 上高所下  
 相子方 中保部 西村 信濃公三年 玉部所 上高所下  
 相子方 中保部 西村 信濃公三年 玉部所 上高所下  
 相子方 中保部 西村 信濃公三年 玉部所 上高所下

山奉行所

四

去年於月古所羅德全利氣元芳之長信此法受中  
 聖者之十擲仕公之強之書身之更事也其  
 此所奉行所由新信事の之致事之毒中法之  
 以信及及事後以右書其後事妙務之  
 此所奉行所由新信事の之致事之毒中法之  
 以信及及事後以右書其後事妙務之  
 此所奉行所由新信事の之致事之毒中法之  
 以信及及事後以右書其後事妙務之

敬律先人等  
 雄吉宿

證人 役手  
 張川律信部  
 西村等  
 妙猪等





御威光於二月雅意候在御上在在候在共之忍而山敷之  
另安之毛紙中寫之山崎屋茂文之序中如所件

安政三年辰四月 許慎人

右之方  
乙之令  
口之

御津村奉教人 惟  
上之方 惟  
中之部 惟  
根之部 惟  
玉之部 惟  
上之部 惟  
玉之部 惟  
上之部 惟  
玉之部 惟  
上之部 惟  
玉之部 惟

河内奉行所

町書付事

以是寺の上皇御流花利義方之御意之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之

辰三月  
御津村奉教人  
惟  
上之方  
中之部  
根之部  
玉之部  
上之部  
玉之部  
上之部  
玉之部  
上之部  
玉之部

山姥一札

去月四日私宛之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之  
御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之御書付事之



利... 上... 右... 月... 車... 張... 利... 可...

私... 依... 安政三年... 利...

安政三年... 利...

利...

去卯三月... 乙... 御... 安政三年...

安政三年... 利... 西... 日...

利...

中... 乙... 御... 安... 利... 西... 日... 利... 西... 日...

いふ事ありきしは行るまゝ言記存せしむる理も  
從ふ所なりけり

櫻井其依洛陽の人の刺殺する事也と号す遠方の  
て一人の宗徳新菟波波集撰す其依のふと  
入るは是を撰す

遙見筑波錢便入  
不諭上子與下子

あゝかゝる事ありきしは筑波山

相方のなりき事重なる事也

堂前書々宗徳撰と撰集する事ありき事也  
昔も今も同じ事也

春興餘景

安政三辰成

かのち云 眞とていふからいりあまのりあ昔  
 活りも及りいふまのをも凡とていふ  
 深柳 ありくやのほ仲のうらりくし  
 うらぬるくはむくしを今いふ  
 少りもこの色ハまろふをけくか  
 中 梵鐘の鳴るまゝ  
 中 梵鐘の鳴るまゝ

右所圖會

蓮上人卯木山始蓮寺祈雨本尊  
 後光嚴院御宇天下大旱此本尊を桂川のまゝ請雨の法と  
 修し息靈初の大雨水及り及り上人大菩薩と稱し  
 大光山本園寺の堀川松原の南有法隆寺一致以て同基日蓮上人  
 初相別鎌倉松葉谷建三法華堂下長一宗衣初の指方  
 日蓮上人の性三回長  
 光嚴帝の初  
 六條堀川の初  
 日蓮上人の性三回長  
 公孫  
 刺史賢名石里實の法男重忠の清長我の自初元年二月午子別房別  
 小澤浦の藤子三歳  
 同國清隆寺長  
 直言  
 十八歳光嚴  
 是性後日蓮  
 自改初推多賢  
 若虚空藏祈或夜の免孝僧  
 才手明星の如  
 空珠  
 授母の  
 若  
 諸宗の  
 諸宗の  
 諸宗の  
 諸宗の

己山師論

些人一時人  
賢今十世三死  
夫才重今十主  
社元難又スナ  
カラバシテ上人  
如キ異時幸  
ナシ不吉

是年建長五年二月廿五日甲子日卯時  
七宗唱法流の由而可し一西の流を不并後  
了法華の流詠論釋の議又あるは諸家の流  
迦尾家流布の臨臨の張長元年十月廿五日  
伊集浦の流又相別色白の河の流又相別色  
天敵加是事震動の古者龍の女剣の折る相  
死の海又又文承元年流布の流又相別色  
相別色古者上人の文承元年十月廿五日  
入の竹谷の流又相別色白の河の流又相別  
意の流又相別色白の河の流又相別色白の  
流又相別色白の河の流又相別色白の河の  
流又相別色白の河の流又相別色白の河の

平安城尾

上流西系南麓尾山大聖院園基 初江別八幡聖院 定住佳 信長時依  
貞安上人信長公御父子明智の皇子生害ありて  
京部に登り二年有思ふて菴堂を如くして  
提と昂然上人の安土論浮家の宗也

本願寺の西六條、在京古の親鸞上人の法を草創

龜山院の文承九年上人の長女覚信居士 昇座の佐藤綱

勅と夢の洛東大谷始の願を建 洞山淑後十年

龜山院勅願所 龍谷山本願寺の号をり

親鸞上人の八十八

高倉院の承安三年少蓮生 山又の大藏冠輝 存の  
為孫有親郷 山又の八幡 義家の嫡子樹馬 義親の

圖會作者  
經云此文面  
日蓮ノ如ク不具

息女ヲ入釋年々出離道世の志氣ありりりれを  
九聖のまき青蓮院慈徳和尙の許りて翠髪を薙のみ  
即ち子成範尊中納言やち中りて下り敷山寺に歸りて  
登り天台止觀を以て難儀をまて易けり由り  
念佛の二流を以てあり

蓮如上人

仁義大上智昌一宛て深山の在無部より山門の元徳也  
と云々實心當年上當寺之彼部と又ま山并の元徳也の  
上人は荷擔一近松寺を以て重人の親徳と云ふ移りて  
蓮如上人の此を徑田一我亦去時より寺事未だ水塔七羽を  
此寺より一後文の寺事未だ山并郷に親徳を建立

次佛殿方廣寺

後湯成院の山寺天正六年豊臣秀吉御建立... 慶長七年  
寺月曾面鎌岡寺年有臣秀頼志再興也 撞鐘堂南廻廊の  
外者四間四方柱本撞鐘堂也又四人廿後九尺寺尊也

玉徳最日度長十八年四月十六日大佛殿ノ鐘ヲ鑄同九年四月廿日亦  
京都飛脚告テ云大佛殿ノ鐘唐金一万七千貫目ノ鐘鑄敷百三十三丁  
樋口四節鑄物師ノ棟梁山川三糸全屋跡五三川賜棟梁駿川江五九ノ  
長谷川武藏江テノ權名伊勢山田源左門此外大和河内攝津丹波泉  
播磨肥後作別若別以上賜棟梁十一人並諸國ノ鑄物師都合三千百金華正  
鐘ノ口九尺壹寸高サ壹丈八寸厚九寸ト云々

淨土宗惣本山華頂山大谷寺知恩院鎮西流儀元祖  
圓光大師宗匠宗後の靈地

傳記を鑑して美濃國久米南條稻園の産人父久米押行澤ノ時四  
母久米氏もよみりて佛を以て文師福徳神ノ祈りて奉式又り  
利カ之節を以て別姓尊長承享四月廿日別名男を誕赤子  
の字を繁年と号し竹島より敷智より名を以て西の谷に向ふ

又是山師論  
等至文同(齊亦  
同日)是手  
三十八是手

癡の身なりを同家の善持の室より出ると同を院にのりし水鏡の量と  
 勘ふは是れ人非を治す事部の唐文を序のむべしとて以教山初  
 塔の塔持室坊浄光の静を修め久安二年二月三日入洛す則喜堂出  
 して浄光武光の四教を授けしを載すこと不審とある疑ふ所  
 天台の要諦しを思ふ所のありしを戦かすといふが以人弟子と  
 せんや同家四月八日定を執りて神徳の河内親皇圖の許に入道と  
 同年三月長安に利成権院ありて大乘戒をうけ一心三觀の妙法を  
 とりて所て浄光の教を授けり河内親皇と曰き是より大書と  
 といふ天台の標本と成なりとありとありしを承けし亦名利の長業と  
 といふ也浄光の静より久安四年九月二十七日の御命を奉る長服房  
 殿のりしを承け我初程の静の志を淨く浄光の静に承けし  
 此静の心と浄光の心と静光の室を攝し浄光の静を奉る長服房と  
 ありしと浄光の心と静光の室を攝し浄光の静を奉る長服房と

心一切を求む心切を求む何れをどうも浄光の静に承けし一切を  
 彼身より承けし也道請の浄光の静に承けし也思惟の静に承けし  
 維も高き道も高き心も浄光の静に承けし也善母の静に承けし  
 指の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 分の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 一心專念 弥陀若號 行住坐臥 不同時靜  
 久進念を 不捨者是 正定之業 順彼佛願故  
 此文に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 法に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 念佛の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 予の或大書ありて同家有しとて念佛の静に承けし也の静に承けし也  
 後高麗院の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也の静に承けし也  
 勅許とありて同家有しとて東大寺の静に承けし也の静に承けし也

宗上ノ回答  
 蓮如ノ異性  
 方ニ有難

晋唐晋平判法書八卷本より選化

提并此 萬山勝林寺 本寺 坐落長七人佛土の祖康成の位也

昔般山の僧都 平賀超 同 昔般山院 傳教 といふの如きの初め

佛果のや不定 説もあり 宣報 不定とのみの 如きの相好也

偏救 元の名もまゝに 却り相好とあり 是より 宗道 實相

此を 如きの本意なりといふ 又 宗道 實相 といふを 宗道 實相

強此 存り 又 文治三年の秋 法皇より 上人の 座す 法印と

號す 宗道 實相 といふ 上人の 座す 法印と

光朝 之 故なり といふ 大原 宗道 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

伏し 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

仁明天皇 後 續日本紀 嘉祥三年三月廿日 癸卯

天皇と 山陽 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

相好明り  
山陽より

子創三本用  
指鐘三本用

後世 宗道 實相 の 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

法華堂 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

建久の院 今の中 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

天守の御骨 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

御骨の御骨 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

入り 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

近江 江東部

宗論 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す

一派の宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 宗道 實相 といふ 上人の 座す



紀伊 荻原部

改宗 常陸山威徳寺原是改宗

當山元古刹... 監別信田嶽の林原より瀧泉寺とて案  
宗の蘭若あり... 文昭のは高祖是達大菩薩甲別其延山と諸棟  
かありと打ち... 彼瀧泉寺より其の法師より高祖の宗風を疑ひ  
一時禪の苗穂より... 古言亡國の説と雜詔より棟敷水原より  
如言やと快釋し... 五五の感後より元と法衣より更か... 改宗  
改宗 光明山... 初宗別且根那海生年浦ありてか  
祥きと号... 宗宗のち如徳... 永仁元年... 改宗の始也

覚如上人... 此上の浦... 時... 改宗の始也

石山合戦... 威... 合戦... 天正三ノ夏

天正八... 赴... 天徳... 教







の面々相集りけり組必し然るにまきまの**最**も後流に流るるをみよ  
 りて未世過かしのひかり魔軍峰記の終焉の巻に沈倫すや嘆  
 ても殺命ありたむ高祖の法門に弘法ありしと成す三益業を  
 今宗門四海に充つ化世の徳大なりとも今作ら新編にんりふ  
 是我の徳のたまはかりたりのと而將々天運のんせんたも道  
 未のうに徳をむく事か権柄をたまふをうじぶ新業を眼の魚  
 めるうんとと云ふを賜りて一は徳をも項戴 治ちの目金を徳  
 共は流るるをみよ斯く甚夜も更らうゆとも水月三りの夜天は頂  
 張るるをみよ難波のうし堂の圓を西園に水しものいば押妻が年  
 めい今も最期の時をまうと真氣のうの種をかまらうとまら  
 而も氣のまう種かひまらるる人いとも外し我徳のたまは  
 法歌の首推らん種をまらと接して真んまらうとまらうとまら  
 山川星の光の方河川暗元のひるまらうとまらうとまらうとまら

傷せし長方ふいふ春あらうと高の年の徳を見えはうと歌  
 味方のとうらふいふいふいふも否強の表者唯一騎ゆりも生流  
 如く極勢の中と突入のひひ身髪入のわく地をうれんが  
 即堂の門外も池著大音聲ま鳴りらうとまら法歌城田上宿女  
 平信長始を城のゆ信志とらうとまら信長以智光とらうとま  
 此下系部の中能寺の徳教をわく生書せうとまら詮無敵をまら  
 は本流をまらうとまらまらうとまら如くまら極別玉川の冬我り  
 く唐とかりし若白の住人亀井六弁を被堅動し林本獄を  
 出破り吳介のうまらうとまら天へもまらあまのうとまらあま  
 傍侶をまらうとまらまらうとまらまらうとまらまらうとまら  
 あらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまら  
 あらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまら  
 うの諸軍をまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまらうとまら



と病ありての如きも、  
若し冬間、後建長の天竺國師、錫杖、信送、  
りぬ大なる延慶元年三月、  
云々、  
子云、  
善、  
或、  
勅、  
正、

天保四年正月  
一日蓮宗寺院  
未熟者容易  
祈禱修行  
公案

一俗人  
流  
右  
者  
少

一 仰承國力  
一 喧嘩是論其心也 若者之將令之信據之君亦令其信也  
一 明和之政  
一 山領之政  
一 山領之政  
一 山領之政

一 山領人  
一 諸家  
一 百姓  
一 大明  
一 吉野  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領

文化十三年五月  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領  
一 山領

謹言武將某再出師不利獨走入三列大樹寺欲自  
裁先祖廟前智者登譽開義兵道且示淨土宗諸護  
國心行之教於死中求活計從是揚廢穢所淨之  
旗數戰戰場以廢賊徒今至治國年天下安萬武  
皆由強陀願至之絕益乎和克同塵結緣始八相  
成道利物終三彼三此佛力不思議也何時報佛



恩哉可御可信

德川松平子孫男女代之可為淨土宗門若者違背  
族者可滅亡也其拜佛像以心難盡筆帛仍而奉  
拜書狀如件

元和二丙辰年二月十二日

清和天皇廿五代後胤

新田廣忠嫡子源家康

武鑑面 日蓮宗

水元孫

久昌寺

松平左京守文欽  
松平大物次郎  
甲別 真延山又遠寺  
江 亮朝院

常福寺

長常山寺  
常福寺

松平子師 石列海田

石川至教次 勢列山

石川至重 常列山

井上河内守 常列山

井上良之助 常列山

井上隆俊 常列山

久世大和守 德列山

堀田松平 常列山

善性寺

大久寺

回寺

淨心寺

口

水妙寺

水行寺

大村丹後守 肥前大村  
加刺備中守 上谷一言

二中 兼教守  
四谷 臧行守

一向宗

二万 加刺我中守 口外中口  
二万 後之備中守 糸新傳  
二万 在之備中守 口外中口

浪草 東本教守  
下谷 中繼守  
年表 長教守

貞經之卷之因三

天保年間尾其士額親類經より養女ヲ乞受其養女方繪柄經  
より聲養女トシテ姫會ケリ其中ニ男子由達然元三月至年由是從内  
題目唱之程ニ密ニ經宗ノ傳ヲ飾リ供奉セシメテ漸ニ博ニ經ヒテ  
已カ宗ノ僧侶ヲ都立ニ請符シニ子ノ祈禱ナンドテ修セシメケル  
ソノ内ニ慈願ノ男瘡ス其病中題目殊ニ宣シ終ニ病死セシメ  
養女ト人ヲ必ク養家ノ所為ニ經宗ノ寺ト稱シテ願フ其上經  
宗ノ僧ト談シ養女方ニ其持所ノ任僧ヲ初シ押テ寺僧ノ額掌ヲ計  
リケル養女方ノ撥シニモ孫カニ病中題目声テ向遠慮才奉勤比降モ  
其甚キキテ誠ニ此等ルニテニ成メシハ所詮代々貞宗ノ相續愛ニ慈ナシ  
モノナリト既ニ覺悟ヲ決スルハ終ニ養女カ願通リ孫ヲ愛慕者ノ情ヲ  
兼治奉リ寺へ葬テ免レ備中守ト下題目流ラ一将ニ又而之右様  
ノ奉勤甚ク行末改宗覺束ナリ見足ナカラ上ノ御奉々筋ニ差支

是ナキ事ナレハ相續致サセ然ルベキヤ下内ニ官房ヘ向テ伺ヒス  
ニ其善ト思シ沙汰ナク唯下濟熟談ニアルハ中下ノモヤリナト仲  
又初縁ノ人々且朋友ニ寄テ唯養父ノ堪忍ニ有ベキトテテニテ  
改テ相續ラキ下入ナクハ離談ニ及ケ指更増ニ順風情ハ  
オクテ却テ題目盛テ形勢控テ仲人モ我ヲ折リツモソ中後ノ詮々トテ  
年ヲ引テ成スレハ不ウ養父離別願濟ニ成果又  
願濟迄三年間也 養父ニ從ヒ養女子ハ孫トモ自ラ別ニ成定法  
右三人一時離縁前代未聞トモ云ベシ  
此將養父ハ離別者理也ト安心トテ有テ然レ曰此離別ハ養父無理也  
ト其詞ヲ聞ラフカヒク思ヒテ再考スレバ養父經常ト知ツ  
直ニト養父今更經宗ノイテ替レ離別無理也題目素テ何テ  
念佛者ニ代スベキト心忍テビシ經者ノ身皇國ナルト受テ仰天也

<sup>以下三國附々</sup>  
慶長十三年十一月廿五日東武三海宗山日蓮宗論日蓮書聞ハ十月  
大久保貞身命ノ形迹ニ辭狀ヲ答ニテ云フ  
依ヨリテハ此ノ如ク念佛トテ此獄トスルハ若シ經釋ノ由ニハ  
此等ノ如ク為ルベシト云フ 山形郡野田村野田寺住持  
此上 日 沼 判  
中山 日 述 判  
真間 日 盛 判  
藤原 日 條 判  
平賀 日 格 判  
碑文各 日 揚 判

御奉行中

此文の抄付遺分ヲ奉ルニ是ラ同十四年日蓮師ノ弟子ノ一人於東師則舞  
セラシ申す殘シ侍ル妻シク本朝日蓮論 親阿若士明唐林示斷日蓮義書ニ

是より東都遠島セシ富田門徒トシ日蓮宗ハイカ九僧宗祖トナシニ  
ヤト答ラ日蓮カト定テ弟子六人有其中日蓮ト云者本跡勝カク儀トテ  
駿河富田寺ヲ建テ大石寺ト号シ本門寺也其弟子日目トシ僧猶勝カク  
邪教トシテ執執甚カク此流トテ情強クハナシ本尊モ日蓮カ作り出シ曼  
荼羅凡木佛モ多ク有ラズ日蓮カ影カキ安道ト誦經ト書景ト云クニ  
ニテ誦ハズトテ事ト歌ク薄墨ト云々著シテ一流ヲ存ル近來彼徒ニ起ルニ  
僧邪穢ヲ弘東都トテ難波ニモ此流アリテ富田ヲ多ク侍ル又傳言又作りテ日  
蓮カ作りトトシ思俗ヲ欺ク故谷抄ニテ是ルニ大石寺ト鎌倉トト方  
賢ノ領トテ寄附トテ有シコリ多過ラカク分致石道トテ僧代道ト侍リテテ  
之ヲ上テ行キハ賢臣先通行キハ賢王流行キハ大勢所安テ行キハ國早リ  
ト下書トテ也日蓮カ筆也モ野界ナシ是程ニ思ナラズ已ニ數邪ノ頭ハルニ  
コトナリ作り各キニ最不便トテ又テ日蓮宗我慢偏執トテ在家トシテ此風  
俗ニヒカレ心碎レ腹アキク世ノ交ラサエ心ヨカラズ者多ク鳴呼

○法華宗進却 院宣案

被院宣補近有<sup>一</sup>類之侍從為諸宗難敵甚或之趣哉刊先<sup>一</sup>畢而先  
憚<sup>一</sup>意草不<sup>一</sup>恐 勅命<sup>一</sup>乍<sup>一</sup>居於湯陽<sup>一</sup>結澄<sup>一</sup>於道場引率<sup>一</sup>弟子同朋<sup>一</sup>嘉稱<sup>一</sup>  
法華持有<sup>一</sup>号之<sup>一</sup>自宗飽<sup>一</sup>破佛<sup>一</sup>法<sup>一</sup>天台之所<sup>一</sup>說<sup>一</sup>月<sup>一</sup>之<sup>一</sup>教<sup>一</sup>相<sup>一</sup>豈<sup>一</sup>如<sup>一</sup>斯<sup>一</sup>乎<sup>一</sup>能  
似<sup>一</sup>展<sup>一</sup>轉<sup>一</sup>隨<sup>一</sup>喜<sup>一</sup>之<sup>一</sup>功<sup>一</sup>德<sup>一</sup>勿<sup>一</sup>犯<sup>一</sup>誹<sup>一</sup>謗<sup>一</sup>正<sup>一</sup>法<sup>一</sup>之<sup>一</sup>罪<sup>一</sup>障<sup>一</sup>以<sup>一</sup>外<sup>一</sup>道<sup>一</sup>之<sup>一</sup>行<sup>一</sup>儀<sup>一</sup>徧  
表<sup>一</sup>邪<sup>一</sup>惡<sup>一</sup>案<sup>一</sup>本<sup>一</sup>朝<sup>一</sup>之<sup>一</sup>比<sup>一</sup>附<sup>一</sup>冥<sup>一</sup>道<sup>一</sup>科<sup>一</sup>生<sup>一</sup>故<sup>一</sup>為<sup>一</sup>回<sup>一</sup>為<sup>一</sup>信<sup>一</sup>不<sup>一</sup>可<sup>一</sup>不<sup>一</sup>甚<sup>一</sup>宣<sup>一</sup>仰<sup>一</sup>  
應<sup>一</sup>衛<sup>一</sup>遠<sup>一</sup>却<sup>一</sup>京<sup>一</sup>都<sup>一</sup>上<sup>一</sup>旨 院宣如<sup>一</sup>斯<sup>一</sup>  
仍<sup>一</sup>執<sup>一</sup>持<sup>一</sup>如<sup>一</sup>件<sup>一</sup> 延慶三年 三月初  
謹<sup>一</sup>上<sup>一</sup> 別<sup>一</sup>啓<sup>一</sup>回<sup>一</sup>教<sup>一</sup> 上田中納言  
別<sup>一</sup>啓<sup>一</sup>宣<sup>一</sup>旨<sup>一</sup> 延寶三年

法華宗問事

任被御下<sup>一</sup>上<sup>一</sup>日被<sup>一</sup>一<sup>一</sup>類<sup>一</sup>僧<sup>一</sup>徒<sup>一</sup>早<sup>一</sup>可<sup>一</sup>被<sup>一</sup>送<sup>一</sup>却<sup>一</sup>洛<sup>一</sup>陽<sup>一</sup>之<sup>一</sup>由<sup>一</sup>別<sup>一</sup>啓<sup>一</sup>教<sup>一</sup>仰<sup>一</sup>所<sup>一</sup>候<sup>一</sup>也  
依<sup>一</sup>執<sup>一</sup>違<sup>一</sup>如<sup>一</sup>件<sup>一</sup>

院宣如斯

三月十日

前土佐守栄業奉

謹上高倉博士大夫判官殿

○安住隨筆後院卷三

身延山善院中 身延山又を寺仁馬院標記と云ふ事石段三石段也

院上二所余中中南の橋を云ふ天國秀云の建三層なる有量塔の此所

善院也本堂後向の地池と云強池の初形也天四方柱の橋本と有と云

○京初三重蔵五巻也 阿陀陀等の事云 高文鳥部上河津池の事

又小杉の内平の事也此寺小寺八幡舎を建云 身延山八幡

寺の 身延山寺と云大念佛と傳ふ事云此寺は山に阿陀陀等の事

通事と云ふ事云身延山に此寺の位は法衣と傳ふ事云身延山

寺の山林の事云身延山人の事云身延山の境也山に阿陀陀等の事

去北なりと云此所の諸寺を傳ふ事云身延山阿陀陀陀佛 云々云々

火葬と云ふ事云山林の事云云々云々

以下連城章謝之

○松平阿波守教家公事月令事平八代日蓮宗より於て阿波守

の信者也 江平各件も阿波守上人も亦於て阿波守の

一も阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

上人の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

阿波守の事云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云



宗室の政多ゆゑに所別ゆゑに侍身八人今も浄福寺に云  
此の宗の長は云々 新著聞来

○京為九長者所の戴冠之宗匠と云々是暹羅の事なり  
或將熱病取らざる相の生大切及の此本在る上人  
事者... 此の宗の長は云々 秘者ありと云々  
此の宗の長は云々 此の宗の長は云々  
改め此の宗の長は云々

○唐下是達宗法元年現任日 国并の石蔵庵 龍溪  
此の宗の長は云々 此の宗の長は云々  
念佛無間禪天魔

石蔵庵免々直々此の宗の長は云々

念佛無間禪

天慶道人書

と書く... 此の宗の長は云々 此の宗の長は云々  
此の宗の長は云々 此の宗の長は云々

かの宗の長は云々

此の宗の長は云々 此の宗の長は云々

○我書

此の宗の長は云々 此の宗の長は云々  
此の宗の長は云々 此の宗の長は云々

○日蓮堂日我相親相承の祈禱の法は元中山の日常傳受あり

皇初山伏ありて日蓮も御母を後にし自らの祈禱の法を  
 遠く後日蓮志と流傳し奉命し高宗の治を秘傳の  
 才ありしと云ふ場より日蓮初彦別清隆子の傳と云ふ  
 真言二流の本相を傳授せしものなりと云ふ終發外は乃  
 佛を藉り如清隆子と云ふ治も不受灌頂せしものなりと云ふ  
 云々といふはこれ固く回向山伏の文旨の者祈禱呪の  
 外に是を秘傳せしものなりと云ふなりと云ふ是年山  
 一流の日蓮宗祈禱の秘書と云ふ一編流傳し其中大方及家  
 の傳言年々多し其あるものなりと云ふの事云々云々  
 云々一二とあるなり

夜啼の呪 夜啼の呪は夜啼の母を苦しむるに用ひし呪なり 瀬三遍書す  
 愛敬者 愛敬者とは愛敬の母を苦しむるに用ひし呪なり 女嬰  
 危瘡の守 危瘡の守とは危瘡の母を苦しむるに用ひし呪なり 小滴四滴の守

名を多く一笑呵其他石律の事のみ多く 徳住破りの秘  
 才の血流の本ありて符と云ふ事と云ふお家の化業も此の本の事  
 於愛敬の大奉と云ふ符字と書す 曰是と女の右の女の心と云  
 長と云ふ女と書す 又白是女と書す 子の心と云ふ  
 思ふ人と云ふ事 又十二鬼の大事第六日女思ふ人符也 三  
 弊外及び別書も皆日蓮宗の符なりと事云ふは符あり  
 ありしは符の傳書は明徳三年丁酉七月四日甲辰大徳ありし  
 符は山日常流を傳授せしものなり 符書ありしは秘傳の本と  
 の事と云ふ石律の事其の甚しき事ありしは 塩尻  
 ○洛陽書本寺日蓮夫御震筆の題目と八徳教ありし  
 符も亦ありしは 此符後水尾院妙法蓮華經の五字  
 即表ありしは 日蓮宗の南無の式を添へし符  
 ありしは 此符後水尾院妙法蓮華經の五字







天布毒流、事更甚婦乞成の刑あり者多し、宣文新苑の後、  
教及之を改、國子監、又、國子監、又、國子監、又、國子監、  
又、國子監、又、國子監、又、國子監、又、國子監、  
の敷、又、國子監、又、國子監、又、國子監、又、國子監、

○言師、本國子、毎、不、律、り、う、流、婦、り、か、う、是、と、妙、の、法、を、  
は、及、之、り、の、在、之、諸、司、部、言、今、本、指、を、押、入、流、婦、七、全、人、  
を、捕、り、を、事、皇、へ、た、彼、邪、信、を、た、り、と、凡、莫、鳥、の、國、を、野、人、  
私、行、の、ま、一、時、あ、り、と、一、日、月、も、あ、り、本、大、了、節、字、の、  
事、ま、か、あ、り、と、一、日、月、も、あ、り、本、大、了、節、字、の、  
は、と、一、日、月、も、あ、り、

本國子、今、上、の、ま、を、成、ぬ、也、  
何、ら、ち、の、れ、の、妙、と、ま、を、成、ぬ、也、  
妙、滿、寺、の、頭、年、少、年、の、坊、を、た、り、と、ま、を、成、ぬ、也、

慈、心、を、起、す、り、と、ま、を、成、ぬ、也、

一、  
身、の、ま、を、成、ぬ、也、  
大、了、節、字、の、ま、を、成、ぬ、也、  
大、了、節、字、の、ま、を、成、ぬ、也、

日蓮宗相傳之大事

日蓮宗、一、大、事、之、相、傳、也、他、宗、不、可、授、之、日、蓮、代、之、秘、也、今、妙、法、蓮、華、  
經、以、祈、現、當、二、世、非、是、別、說、顯、宗、差、別、故、也、然、則、不、顯、阿、彌、陀、言、語、  
念、佛、不、事、事、者、深、秘、密、也、此、宗、以、阿、彌、陀、成、力、成、佛、得、道、故、阿、  
彌、陀、往、所、願、

一念阿彌佛

法王論曰現受無比樂

即滅無量眾  
後生清淨土

究賢之可秘之

血脉之大事

破 一切諸佛 南天道

天照皇天神

破 仁王般若經世部 無人道

熊野三社權現

破 大集經三部 阿修羅道

八幡大菩薩

破 一切經三万九千部 彌重道

十六善神

破 法華經世部 陀敵鬼道

三玉善神

破 過去現在未來 佛地獄道

三十善神

右之六字者号云云之者六角之曰傳弥之不可許之者也  
數年不稱功那修行者不得授之者也意趣依如件

下總國子第部生曾座日蓮在判

法花日蓮之儀血脉念佛至極之故常秘不申六字  
修行尚是一大事之秘極也此宗不見聞者也三世  
諸佛伊勢天照皇大神官熊野三社權現八幡大菩薩  
三玉善神等迄皆六字如寫本與本名号同歸籠也

南者七万五千佛之功德也無者百萬億佛之功德也  
阿八七万子佛之功德也弥七万八千佛也陀八方諸聖教之  
功德也佛者一切諸佛過去現世之千佛未來之三千佛  
三十善神七万九千佛之功德也天地八十佛阿之儀有去傳  
吾單六万子佛日蓮大聖之語曰至心皈命阿弥陀佛最  
後臨終六字者号一遍可唱可歌云云

京

宗本滿年 日及速流化

万治二己亥歲九月十三日

東列道松法平年代十三世傳修佛子妙典院

日宗上人

弟子亮日院日妙授之恩

○日潤上人尾州の産也日法村常住年支徒也皆授也

世に和を以て夜を最を宗の世と長し、晚年身延山の住職ありて  
之を名僧と高し、身延山發見の節新河の大光寺を以て言はは  
廣路曰天保四年九月朔一日大光寺を以て開院治前歴大光寺先住故  
心院僧入心番同月七日八日ありて後持心院を以て法院とす  
其要自註唱入たのありて中、成佛を本業とせん生世の  
後成佛の法縁ありて成佛を本業とせんその如く神を具と  
すは成佛といふ今日九丈噴出自ら唱ふるありていふ神の如く  
此を我が法縁に法縁の天部と稱讃すといふ我が言の亦  
なりとせん人我成後成佛の唱ふるを成佛とせん後成佛の  
之は成佛の法縁ありて成佛を本業とせんその如く神を具と  
すは成佛といふ今日九丈噴出自ら唱ふるありていふ神の如く  
成佛を本業とせん其宗門の成るべきは自ら成佛を本業とせん  
しその名傳ありし是なりといふなり天保六年

### ○日蓮宗追部

花園院延慶三年三月以院宣追部之檢入ニ是ヨリ先  
伏見院正應永仁中敷禁止すと云ふ三指盛す故  
後相原院大永四年七月山門許末家彼却彼宣令及  
後奈良院天文五年十月重誓彼宣

### 以日蓮黨為宗外

正親早院天正三年十月勅宣為宗外

### 宗論関口

正親町院天正七年九月江別淨嚴院法論日蓮黨関口一派  
僧他宗三對法難のべカラザルノ状ヲ献ス  
同年七月甲別大恩院宗論彼徒関口  
後陽成院慶長十八年十月東武宗論彼黨関口而刑一宗之  
僧献誓狀

### 不受亦絶僧配流

寛文六年四月

北田派停止

元禄十一年正月御流其寺天台宗之

○天素住持 後成因等因白

中古聖業吾朝号法花宗之放堂未受其説書本證

非佛法之可也 百四十一歳

○天向東社ありを為るるに 為其の儀ハいつか増宗社あり

○其日蓮上人之の弟子ハ人々之を傳へ日蓮日興といふもの

由近物有の如く之を強引其本邦之徒三ノ大老之と見

辨然行のそ方あり且周之僧徒有の物入とありて其

執念甚しし此派は信ありてありてありてありてあり

日蓮化の世に 曼陀羅の如く本佛ありてありてありてあり

影射とありてありてありてありてありてありてありてあり

雅書

龍皇御書長とあり一孤とありてありてありてありてあり

僧形ありてありてありてありてありてありてありてあり

日蓮の他ありてありてありてありてありてありてありてあり

○大老を稱する者百々の類を尋ねて書ありてありてあり

多るありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

海行其ハ大海師之行其ハ関心ありてありてありてあり

何れありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

不傳ありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

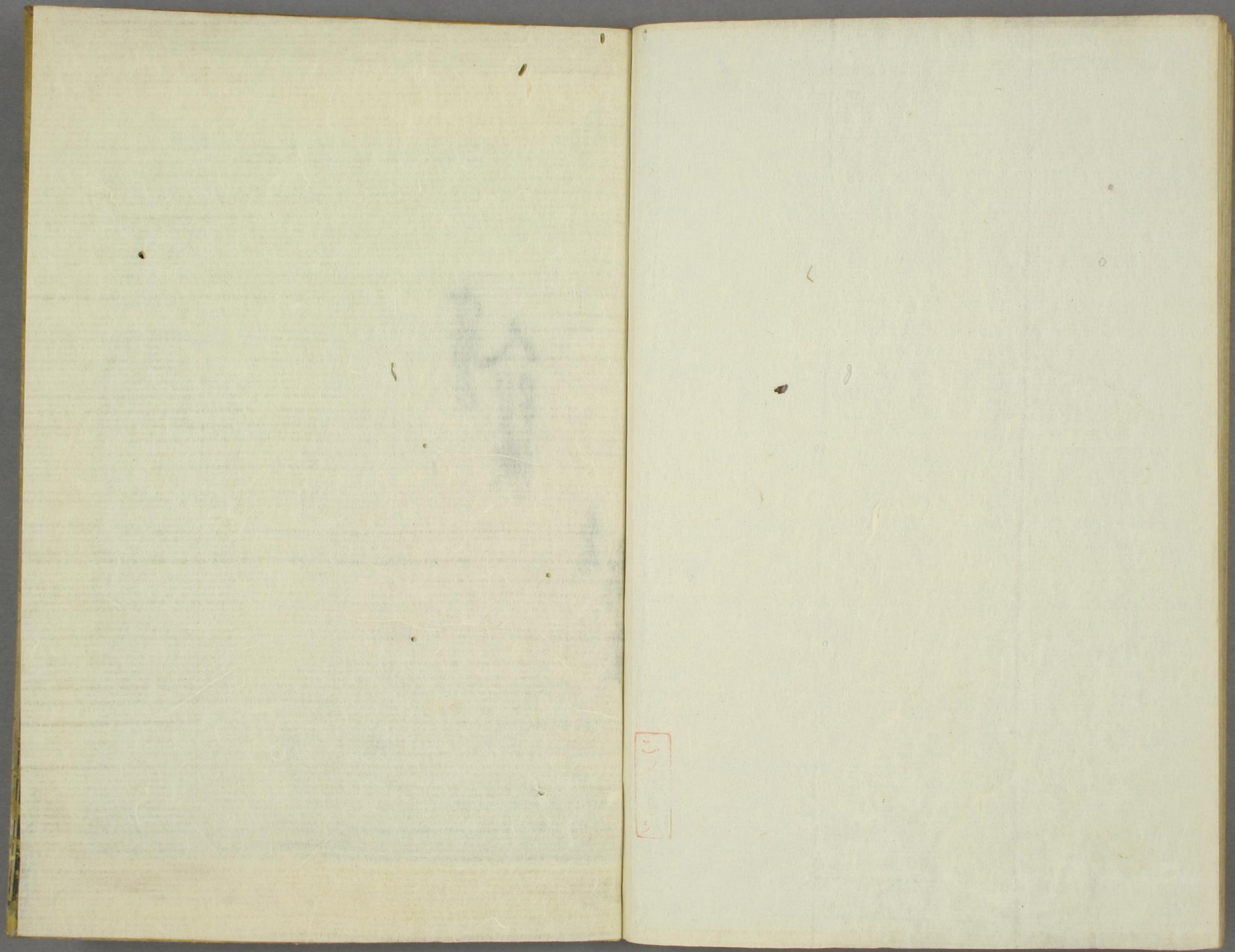
○其のありてありてありてありてありてありてありてあり

以物抽傍於後也。可為  
斷罪。其心大淨。其心  
愛滅。其心一。其心  
流。其心淨。其心  
難忘。其心淨。其心  
者。日蓮。其心淨。其心  
後。日蓮。其心淨。其心  
其心淨。其心淨。其心  
淨。其心淨。其心淨。

又承之。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。

植木高茂。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。

右八種。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。  
其心淨。其心淨。其心淨。



こ  
し

喜顯序